

**越谷市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正(案)に関する
意見公募手続の実施概要及び結果**

意見公募手続の実施概要	
意見募集期間	令和4年11月16日(水)～令和4年12月15日(木)
周知方法	広報こしがや お知らせ版(令和4年11月号)、 市ホームページ、city メール、LINE、ツイッター
閲覧場所	越谷市ホームページ、行政資料コーナー、各地区センター、 建築住宅課
提出方法	(1) 行政資料コーナー、各地区センター、建築住宅課に 設置しているご意見箱に投かん (2) 建築住宅課に郵送(必着)又はファックスもしくは電子 メールで送信

意見公募手続の結果											
意見公募の総数	2件(1人)										
提出方法の内訳	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">意見箱</td> <td style="text-align: right;">2件(1人)</td> </tr> <tr> <td>郵送</td> <td style="text-align: right;">0件(0人)</td> </tr> <tr> <td>ファックス</td> <td style="text-align: right;">0件(0人)</td> </tr> <tr> <td>電子メール</td> <td style="text-align: right;">0件(0人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">2件(1人)</td> </tr> </table>	意見箱	2件(1人)	郵送	0件(0人)	ファックス	0件(0人)	電子メール	0件(0人)	合 計	2件(1人)
意見箱	2件(1人)										
郵送	0件(0人)										
ファックス	0件(0人)										
電子メール	0件(0人)										
合 計	2件(1人)										
意見への対応区分	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">①：意見を反映する</td> <td style="text-align: right;">0件</td> </tr> <tr> <td>②：意見の反映はしない</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>③：その他</td> <td style="text-align: right;">0件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> </table>	①：意見を反映する	0件	②：意見の反映はしない	2件	③：その他	0件	合 計	2件		
①：意見を反映する	0件										
②：意見の反映はしない	2件										
③：その他	0件										
合 計	2件										
意見等に対する市の考え方	次ページの「ご意見の内容と市の考え方について」を参照										

ご意見の内容と市の考え方について

【対応区分】

- ①：意見を反映する
- ②：意見の反映はしない
(条例に示されているもの又は条例に対する意見、質問等として受けるが反映しないもの)
- ③：その他(条例に関連しない意見、要望、質問等)

整理番号	ご意見の内容	市の考え方	対応区分
1	何十年も前の分譲住宅の改修、売却等に関する困難例に対し、特例法案、条例を策定し、市の権限に基づき、解決へと導ける法令、規則を定めていただきたい。	日本国憲法第29条第1項に「財産権は、これを侵してはならない」と定められており、住宅については、個人の財産であることから、改修や売却等に関する制限や権限の規定を条例に定めることは難しいものと考えております。	②
2	社会情勢の変化と共に人口動態や家族構成、地域の実情が変わりつつある昨今、空家、空地の活用について、市としてぜひ検討していただきたいと思えます。	<p>現条例第17条には、空き家の有効活用の促進に関する規定を定めており、改正案においても、引き続き、第12条に同じ規定を設けております。</p> <p>更に「空家等対策の推進に関する特別措置法」第6条の規定に基づき策定した、「越谷市空家等対策計画」において、空き家の『活用・流通の促進』を基本的な方針の一つとしており、空き家や除却した跡地の活用や流通を促進するための施策に取り組んでおります。</p> <p>いただいたご意見を参考に、引き続き空家対策に取り組んでまいります。</p>	②